

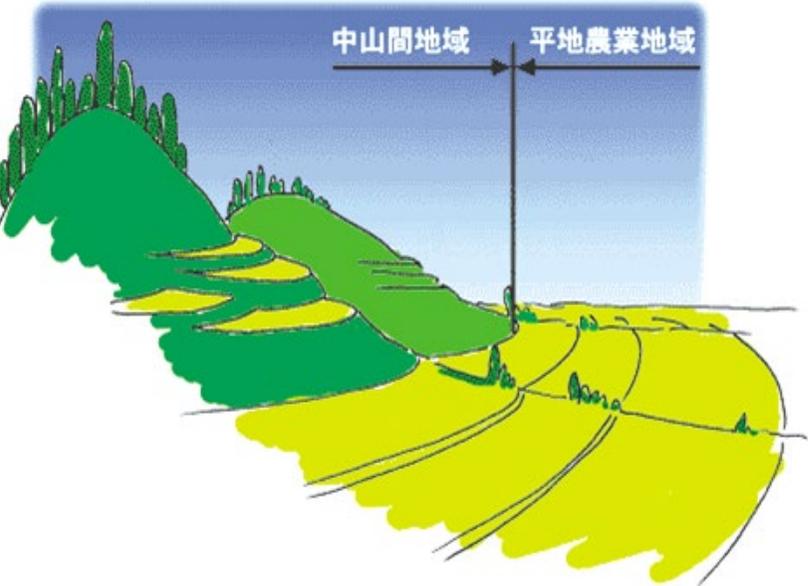
中山間地域等直接支払制度をめぐる事情

令和 7 年 7 月

農林水産省

1. 中山間地域の位置付け

- 山間地及びその周辺の「中山間地域」は、国土の骨格部分に位置している地域。
- 中山間地域の人口は約1割に過ぎないものの、耕地面積、総農家数、農業産出額の約4割を占めるなど、我が国農業・農村の中で重要な役割。



中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)		割合 (B/A)	
		中間地域	山間地域		
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	1,017万人	319万人	10.6%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	1,349万ha	1,063万ha	63.8%
③耕地面積	437万ha	167万ha	126万ha	41万ha	38.1%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	925万ha	919万ha	74.5%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	55万戸	23万戸	44.7%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	32万戸	12万戸	42.6%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	2兆7,197億円	8,659億円	40.0%
⑧畜産除く	5兆7,279億円	1兆8,974億円	1兆4,736億円	4,237億円	33.1%
⑨農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	4万8千集落	2万7千集落	54.1%
⑩第1次産業就業者数 (R2)	196万人	74万人	55万人	20万人	37.8%
	$\left[\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 3.4\% \right]$	$\left[\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 11.4\% \right]$	$\left[\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 11.0\% \right]$	$\left[\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 12.7\% \right]$	

【参考】農林統計に用いる農業地域類型（要約）

中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%~80%で、耕地は傾斜地が多い旧市区町村
山間農業地域	林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村

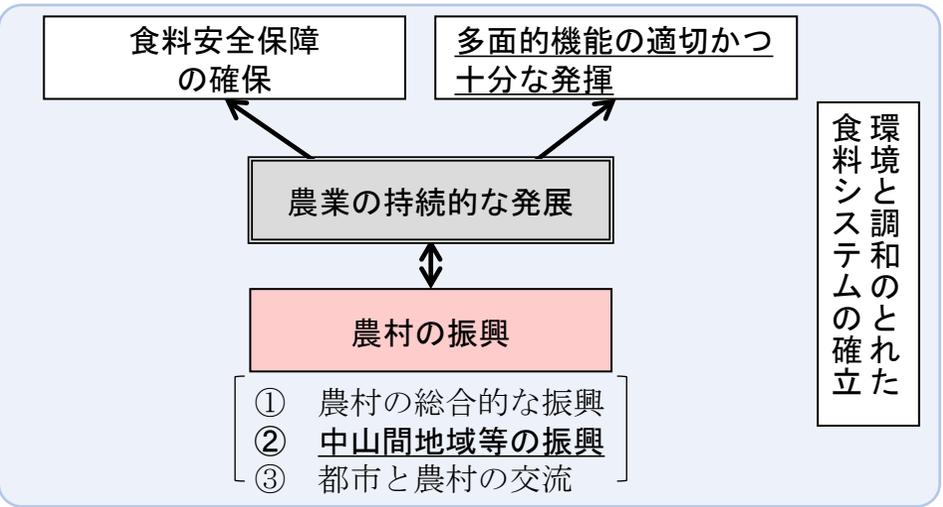
資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」
 (②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑨農業集落数)
 農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」(③耕地面積)
 農林水産省「令和2年生産農業所得統計」(⑦農業産出額、⑧農業産出額(畜産除く))
 総務省「令和2年国勢調査」(①人口、⑩第1次産業就業者数)

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。
 注2 ③耕地面積、⑦農業産出額、⑧農業産出額(畜産除く)の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。
 注3 ①人口、⑩第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。
 注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。
 注5 全国(A)及び中山間地域(B)の各数値は四捨五入後の数値であり、割合は四捨五入前の数値から算定しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

2. 中山間地域等直接支払制度の位置づけ

- 平成11年度に制定された「食料・農業・農村基本法」の中山間地域等の振興に「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」ことが規定。
- 平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。
- 平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(多面法)」に基づき、日本型直接支払(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)の1つとして実施。

<食料・農業・農村基本法における基本理念>



食料・農業・農村基本法 (平成11年法律106号 令和6年改正)
 (中山間地域等の振興)
 第47条第2項
 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

<多面法における日本型直接支払制度の位置付け>

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定 (第4条)
2. 都道府県知事による「基本方針」の策定 (第5条)
3. 市町村による「促進計画」の作成 (第6条)
4. 農業者団体等による「事業計画」の作成・実施 (第7条)

農業者団体等は、日本型直接支払の対象となる次の取組に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる取組
【多面的機能支払に相当】
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組
【環境保全型農業直接支払に相当】 (第3条)

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助 (第9条)

(参考) 中山間地域等直接支払制度創設までの経緯

○ 欧州諸国においては、イギリスでは1940年から、フランスでは、1972年から、ドイツでは1974年から条件不利地域への支援策として、直接支払が、その他の支援策とともに採用されてきたところであり、1975年からは、EULレベルにおいても共通農業政策の中の一つの支援手法として採用されていた。

○ この間、我が国の農業政策においては、条件不利地域に対して、農業生産基盤(水路・農道等)や農村生活環境基盤(集落排水施設等)の整備に対する補助率の嵩上げや農産物加工施設等の優先的な整備、他地域と比較して長期低利での資金融資などの優遇措置を実施してきた(注)が、個々の農業者等への直接支払による支援は採用していなかった。

(注)平成元年6月農政審議会報告「農業構造の改善・農村地域の活性化」では、平坦地域に比べ農業の生産性向上が困難な中山間地域について、「その立地条件等を生かした多様な農業を展開するとともに、国土の適正な維持・管理、地域の活性化等を図る観点からも、地域に賦存する農地の有効活用について総合的に配慮する必要がある」との認識の下に、各般の施策を講じることとされた。同報告を受けて、補助事業としての「中山間地域総合整備事業」や、農林漁業金融公庫の「中山間地域活性化資金」が創設された。

○ 新たな農業基本法の制定を含む農政全般の改革について検討を行うために設置された「食料・農業・農村基本問題調査会(内閣総理大臣の諮問機関)」の答申(平成10年9月)において、「河川上流域に位置する中山間地域等の国土・環境保全等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む国民の生命・財産と豊かなくらしが守られていることを認識すべき」、「公益的な諸価値を守る観点から、公的支援策を講じることが必要」とされた。併せて、同答申では、中山間地域等への直接支払について、「新たな公的支援策として有効な手法の一つである」との評価がなされた。

○ この答申を踏まえ、農林水産省がとりまとめた「農政改革大綱」(平成10年12月)において、中山間地域等への直接支払について「実現に向けた具体的検討を行う」こととされた。

○ 平成11年1月、中山間地域への直接支払の具体的検討を行うため、「中山間地域等直接支払制度検討会」が設置され、同検討会における制度設計に関わる議論を経て、同年8月に「中山間地域等直接支払制度検討会報告」が取りまとめられた。

○ その後、この検討会報告を踏まえ、平成12年度から、中山間地域等直接支払制度が実施に移された。

3. 中山間地域等直接支払制度の変遷①

○各対策期間における制度見直し状況と次期対策への課題

第1期 (H12～H16)	第2期 (H17～H21)	第3期 (H22～H26)	第4期 (H27～R1)	第5期 (R2～R6)	第6期 (R7～R11)
<p>■次期対策への課題 今後とも継続実施すべき ○ 状況に変化はなく、基本的に制度を維持。</p> <p>他施策との連携が必要 ○ 農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。</p>	<p>体制整備単価を導入 ○ 農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(10割)とし、それ以外は基礎単価(8割)とする仕組みを導入。</p> <p>農地集積、法人化等に加算 ○ 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算を新設。</p> <p>集落マスタープランの作成を義務付け ○ 10～15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。</p> <p>■次期対策への課題 高齢化で協定維持が困難 ○ 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行。高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。</p>	<p>体制整備の新たな要件を新設 ○ 活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価(10割)を交付するC要件を新設。</p> <p>団地要件を緩和 ○ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可)。</p> <p>小規模・高齢化集落支援加算を新設 ○ 小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。</p> <p>離島平坦地等への取組拡大(H23～) ○ 生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。</p> <p>東日本大震災被災地での特例措置を創設(H24～) ○ 津波災害地域を対象とした特例を創設。</p> <p>集落連携促進加算を創設(H25～) ○ 未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。</p> <p>■次期対策への課題 人口減少・高齢化の更なる進行 ○ 担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。</p>	<p>体制整備要件の見直し ○ 体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。</p> <p>集落連携加算の拡充 ○ 複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。</p> <p>超急傾斜加算の新設 ○ 超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設。 ※ H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。</p> <p>受給上限の見直し ○ 担い手育成や地方創生等に資するよう、個人配分の受給上限を見直し。 ※H27年度 100万円 → 250万円、R1年度 250万円 → 500万円</p> <p>交付金返還措置の見直し ○ 交付金返還の免責事由を見直し。 ○ 集落戦略を定め広域で活動する集落の交付金返還措置を軽減。</p> <p>地域営農体制緊急支援試行加算の新設(R1) ○次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。</p> <p><人材活用整備型> ○ 新たな人材の確保・活用に向けた体制整備等を支援。</p> <p><集落機能強化型> ○ 地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援</p> <p><スマート農業推進型> ○ 省力化技術を導入した営農活動等を支援</p> <p>【次期対策への課題】 人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化等 ○ 高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たっての負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。</p>	<p>体制整備要件の見直し ○ 対策期間を超えて農業生産活動の継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。</p> <p>前向きな取組への支援の強化 ○ 課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充。</p> <p>棚田地域への対応 ○ R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 ○ R4年度から棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜地について単価を増額。</p> <p>交付金返還措置の見直し ○ 遡及返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。</p> <p>事務負担の軽減 ○ 現地確認の省力化、協定書様式の見直し。</p> <p>【次期対策への課題】 小規模協定を中心とした活動の継続が困る協定の増加や協定の廃止 ○ 高齢化による協定参加者の減少、担い手やリーダー不足等により、活動の継続が困難な協定の増加や廃止が課題となっていることから共同活動の実施体制の強化が必要。</p>	<p>交付対象農用地の見直し ○ 本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農地の要件に地域計画区域内の農用地であることを追加。</p> <p>体制整備要件の見直し ○ 将来的な営農継続性を確保するため、体制整備単価の要件を「ネットワーク化活動計画」に設定。</p> <p>共同取組活動の継続に向けた体制づくりへの支援の強化 ○ 集落協定のネットワーク化や統合等を支援する「ネットワーク化加算」を新設。 ○ リモコン式自走草刈機等の導入等を支援する「スマート農業加算」を新設。 ○ 第5期対策において「集落機能強化加算」に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定。</p>

4. 中山間地域等直接支払制度の変遷②

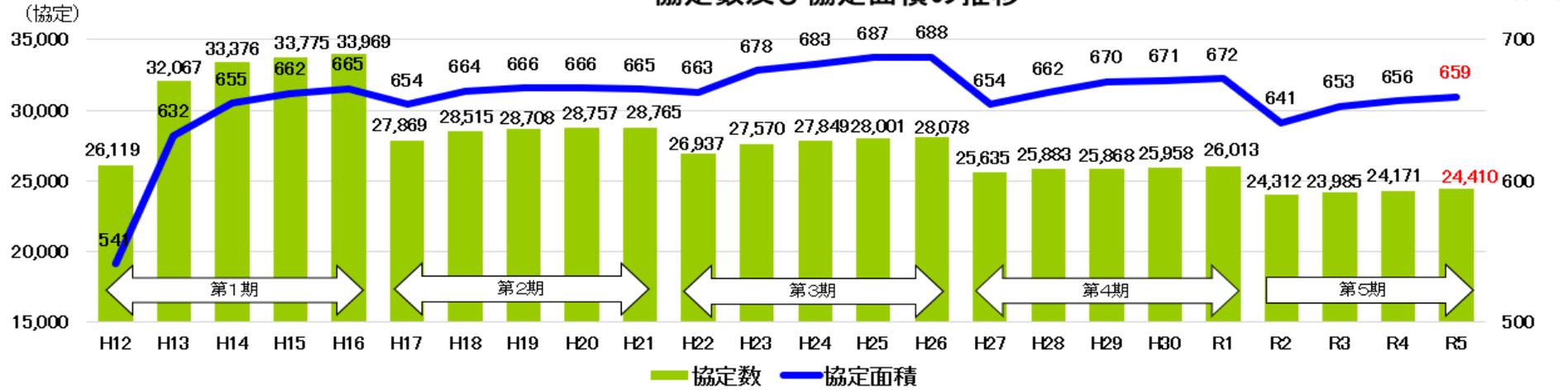
○制度が創設された平成12年度以降で協定面積の推移をみると、平成26年度の68.8万haをピークに減少傾向にあるものの、第5期対策(令和2年度から開始)期間中で見れば、

- ① これまで本制度に取り組んでいなかった集落において取組への機運が高まったこと
- ② 市町村からも集落に対して働きかけを行ったこと

により、協定面積が毎年度増加。

○平成12年度～令和5年度の実施状況

協定数及び協定面積の推移



注: H12年度からH15年度までは協定面積の調査がないことから、交付面積を使用

年度	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期				
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
協定数	26,119	32,067	33,376	33,775	33,969	27,869	28,515	28,708	28,757	28,765	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078	25,635	25,883	25,868	25,958	26,013	23,985	24,171	24,312	24,410	
北海道	428	568	612	641	645	409	407	407	407	407	359	360	367	367	367	332	332	331	331	332	332	328	328	328	
都府県	25,691	31,499	32,764	33,134	33,324	27,460	28,108	28,301	28,350	28,358	26,578	27,210	27,482	27,634	27,711	25,303	25,551	25,537	25,627	25,681	23,663	23,843	23,984	24,082	
協定面積(千ha)	541	632	655	662	665	654	664	666	666	665	663	678	683	687	688	654	662	670	671	672	641	653	656	659	
北海道	288	318	324	326	328	325	324	323	322	321	329	330	331	333	333	321	324	328	327	328	315	322	323	324	
都府県	253	314	331	335	337	329	340	343	343	344	333	348	352	354	356	333	339	342	343	345	326	331	334	336	

5. 第5期対策の実施状況及びその効果

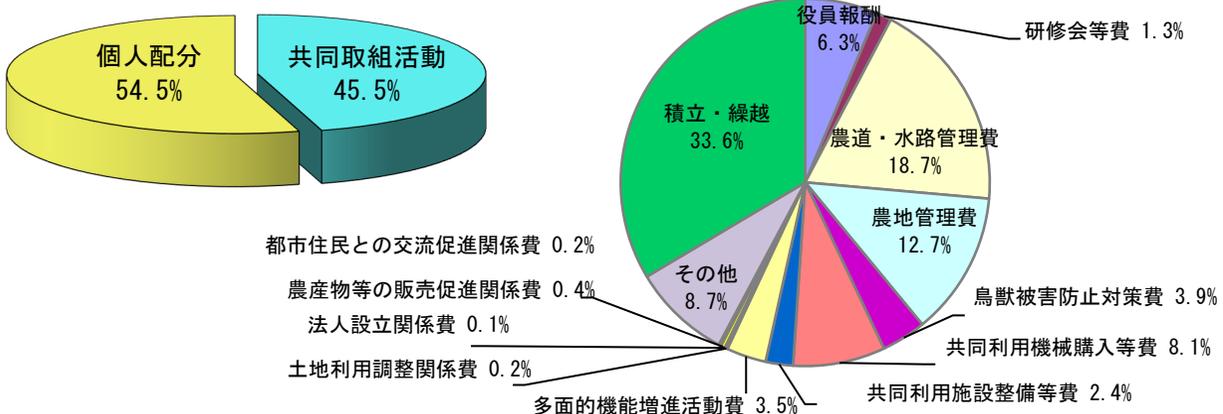
- 第5期対策(令和2年度～6年度)では、令和5年時点で1002市町村において、2.4万協定、50万人の協定参加者が、65.9万haの協定農用地を維持管理。令和2年度の協定面積は、前年度に比べ2.6万ha減少したが、その後は増加傾向で推移。
- 令和5年度、交付金は530億円が交付され、個人への配分が54.5%、共同取組活動への配分は45.5%で、農道・水路・農地の管理作業、鳥獣害対策など農業生産活動継続のための下支え的活動の他、共同利用機械・施設設備等、将来を見据えた取組にも活用。
- 本制度については、制度の実施により農用地の減少を未然に防止する効果があるとされており、一定の仮定を置いた上で、この効果を推計。第5期対策においては、約8.4万haの農用地の減少を防止。

1. 令和2年度～5年度の実施状況 (※第5期対策の最終年度である令和6年度の実施状況については、令和7年8月末までの公表予定)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定数	23,985	24,171	24,312	24,410
協定面積 (ha)	641,069	652,562	656,320	659,499
協定参加者数 (人)	533,076	502,775	502,735	502,243
交付市町村数	990	996	998	1,002
交付額 (百万円)	52,180	52,369	52,981	52,998

2. 令和5年度の交付金の使途 (支出割合)

【集落協定における交付金の配分割合】 【共同取組活動の交付金の使途(支出割合)】



3. 効果

○ 第5期対策において減少が防止されたと推計される農用地面積 **約 8.4万ha**

〈農用地の減少防止効果の推計に当たっての仮定〉

- ・ 中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって本制度に取り組んでいない集落(類似の不利性を有する集落)における農地の減少率を算出し、中山間地域等直接支払制度を実施している地域においても、本制度に取り組まなければ、同程度の減少率で農地が減少したと仮定。

第5期対策協定農用地面積 × 類似の不利性を有する集落における農用地減少率(5年間)12.7%
 = 約8.4万ha

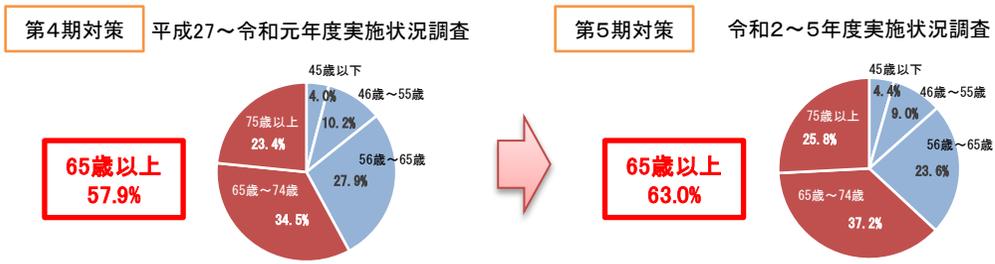
農林水産省「中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価」(R6. 8)

6. 第6期対策に向けた課題

- 集落協定の構成員の高齢化が進み共同活動の体制が脆弱化してきている。
- 廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定であり、廃止の主な理由は高齢化等による人材不足によるもの。
- 協定廃止となれば農地の荒廃化が進行するおそれがあるため、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりが必要。

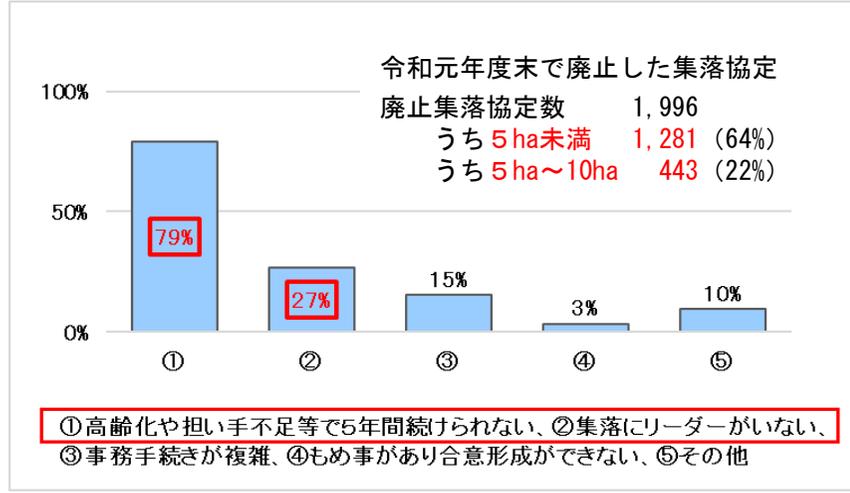
● 集落協定の構成員は高齢化が進んできており、活動の人材確保が困難に。

《年齢構成の変化(第4期→第5期)》



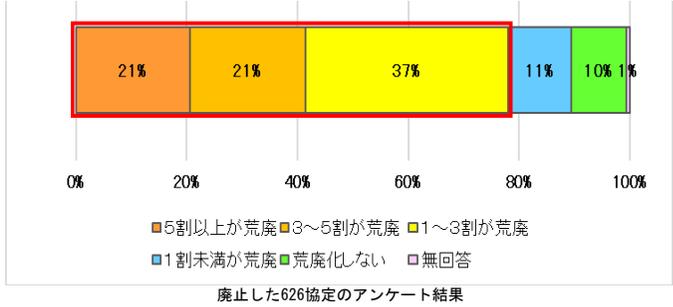
- 第4期終了時(令和元年度末)に廃止した協定の主な廃止理由は高齢化や担い手、リーダー不足といった人材不足によるものであり、高齢化等による人材不足は廃止につながるおそれ。
- さらに、廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定。

《廃止協定の廃止理由》



● 協定廃止となった場合、荒廃化が進行するおそれ

《廃止協定における5年後の農地荒廃の見込み》



● 共同活動継続に向けた体制づくりでは、協定の統合、協定間の連携(ネットワーク化)、多様な組織や非農業者との連携を推進することが必要

《市町村が考える共同活動継続のための体制づくり》

	市町村数	割合
ア 集落協定の統合(複数の協定を1つの協定にまとめること)を推進する	301	30%
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	362	37%
ウ 集落協定と多面的機能支払の活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	359	36%
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	227	23%
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	65	7%
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	150	15%
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	102	10%
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	170	17%
ケ その他	73	7%

(回答：989市町村)

7. 第6期対策の方向性

○ これまで推進してきた集落協定の統合(広域化)に加え、集落協定間で共通となっている課題から活動を連携するネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を促進することにより、将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを進める。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容

(R5.12食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

・ 中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。

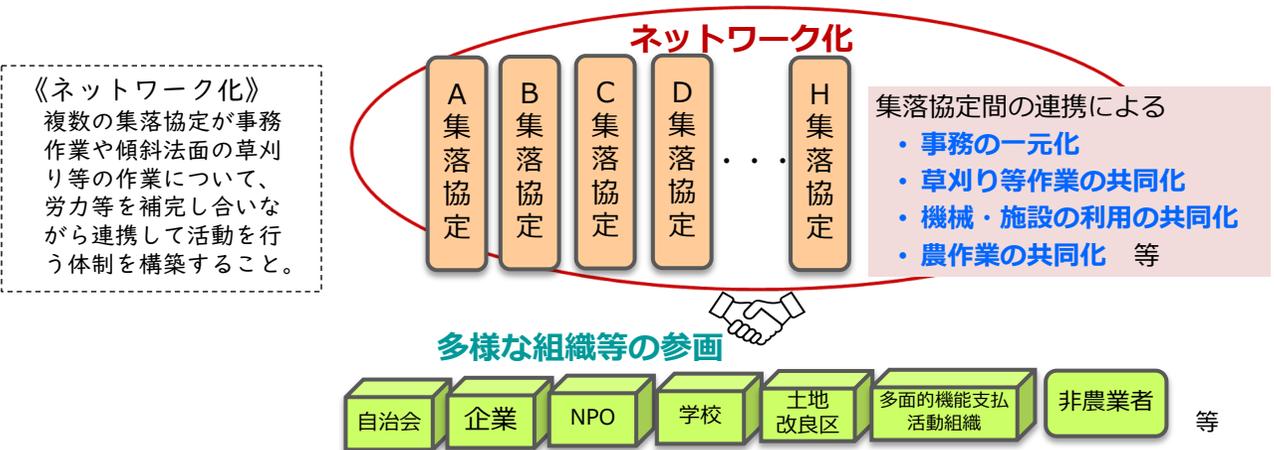
中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価

(R6.8とりまとめ)

・ 人口減少・高齢化が進行し、共同活動の継続や集落の維持が困難になっている中山間地域等において、集落協定も高齢化による協定参加者の減少、担い手やリーダー不足等により、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止が課題になっていることから、「共同活動継続に向けた体制づくり」、「営農の継続」、「事務負担の軽減」を検討する必要がある。

将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくり

《体制づくりのイメージ》



《取組イメージ》



草刈り隊の結成による草刈り作業の共同化

担い手を核とした農作業の受託体制や共同作業体制の構築

第6期対策（令和7年度～令和11年度）のポイント

（1）対象農用地の見直し

- 「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図る
⇒交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする（令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。）。

（2）体制整備単価の見直し

- 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進
⇒体制整備単価（交付単価の10割）を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする

（3）加算措置の見直し

- ネットワーク等の活動を安定化、活発化させる主導的役割を担う新たな人材の確保・育成に向けた取組と農業生産活動の継続、向上に向けた意欲的な取組を支援
⇒「ネットワーク化加算」を創設
- リモコン式自走草刈機やドローンなどを用いたスマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援
⇒「スマート農業加算」を創設

（4）集落機能強化加算に係る経過措置の設定

- 第5期対策（R2～R6）で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定

（5）中山間直接支払の加算措置重複適用に係る単価減額措置の廃止

- 第5期対策（R2～R6）では加算措置を複数適用する場合に2つ目以降の加算の上限単価を1,000円減じた額としていたが、第6期対策ではこの単価減額措置を廃止する。

8. 第6期対策の概要(①交付要件、交付単価等)

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 【第5期対策からの変更点】目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。(令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。)

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内及び地域計画区域(農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域)内に存する一団の農用地を対象
注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

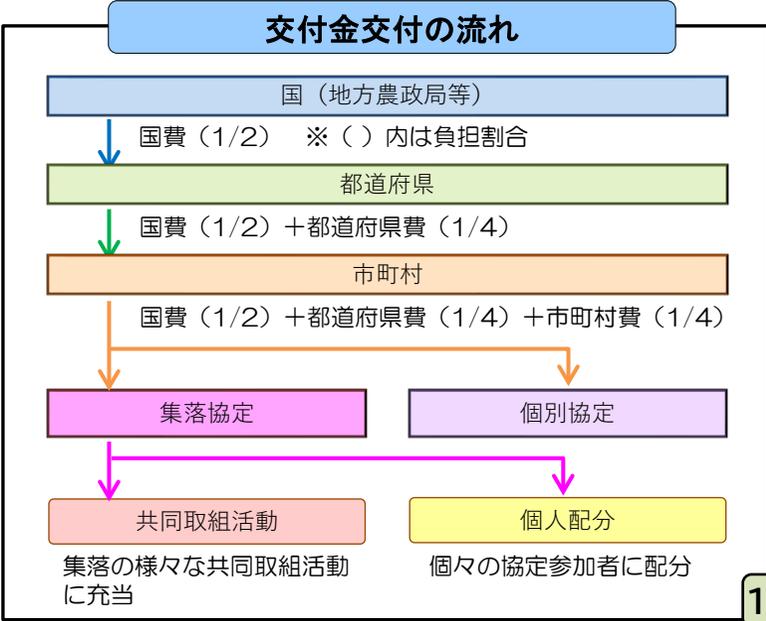
集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能(使途は、予め協定に定めておく必要。)

交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15°~)	11,500
	緩傾斜(8°~)	3,500
草地	急傾斜(15°~)	10,500
	緩傾斜(8°~)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°~)	1,000
	緩傾斜(8°~)	300



9. 第6期対策の概要(②協定に定める活動内容)

- 協定書には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- 【第5期対策からの変更点】第6期対策では、ネットワーク化や統合、多様な組織等の参画による体制づくりを促進するため、体制整備単価の要件を「対策期間内にネットワーク化活動計画を作成すること」とする。

**①農業生産活動を継続するための活動
基礎単価（交付単価の8割を交付）**

- 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

**②体制整備のための前向きな活動
体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）**

- ①の活動に加え、対策期間内にネットワーク化活動計画を作成（対策期間内に計画を作成することを協定書に位置付けた年度から体制整備単価を適用）
 - ・ **ネットワーク化活動計画**とは、複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
 - ・ 地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
 - ・ 作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



【地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

《ネットワーク化活動計画》(①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること)

①ネットワーク化	<p>対象協定</p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たにネットワーク化を行う集落協定 ※ネットワークの合計面積が10ha以上であること ※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする ・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定 ※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること 	<p>計画の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加する協定 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項 ・ 連携方法 ・ 工程 ・ 統合の予定
②統合	<p>対象協定</p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに統合を行う集落協定 ※統合後の面積が10ha以上となること ※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする ・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定 ※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること 	<p>計画の項目</p> <p>(新たに統合を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加する協定 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項 ・ 工程 <p>(体制の維持、向上を図ろうとする協定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員継承の計画 ・ 活動事項
③多様な組織等の参画	<p>対象協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定 <p>※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること</p>	<p>計画の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参画する組織と非農業者 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項

10. 第6期対策の概要(③加算措置)

- 本交付金の対象となる活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、所定額が加算される措置を講じている。第6期対策では4種類の加算を措置。
- 将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりに向けた意欲的な取組を支援するため、ネットワーク化加算とスマート農業加算を創設。(第5期対策(R2~R6)で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定。)

① 棚田地域振興活動加算(継続)

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

- 上限: なし
- 対象: 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑15°以上
※超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算、集落機能強化加算の経過措置との重複適用不可
- 取組: 棚田等の保全、多面機能の維持・発揮、棚田地域の振興
- 取組期間: 1~5年
- 単価: 14,000円/10a(田1/10以上、畑20°以上) 10,000円/10a(田1/20以上、畑15°以上)
- 目標設定: ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

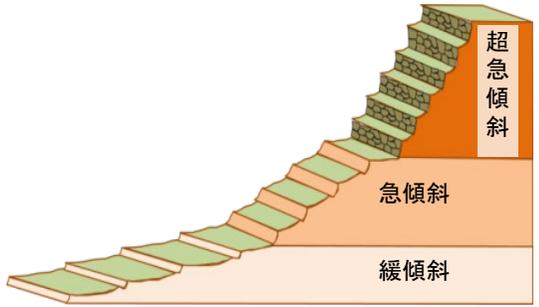


棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

② 超急傾斜農地保全管理加算(継続)

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

- 上限: なし
- 対象: 田で1/10以上、畑で20°以上の農地
- 取組: 超急傾斜農地の保全(石積み等法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等)
農産物の販売促進等(ブランド化、戦略的な販売に向けた取組等)
- 取組期間: 1~5年
- 単価: 6,000円/10a(田、畑)
- 目標設定: ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

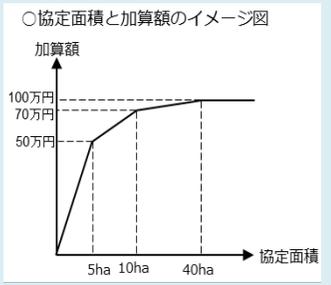


10. 第6期対策の概要(③加算措置)

③ネットワーク化加算(新規)

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

- 上限: 100万円/年 ※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定
- 対象: ア又はイの集落協定の農用地
 - ア 20ha以上のネットワーク化(協議会等を設置する場合に限る)又は第6期対策期間中に20ha以上の統合を新たに行った集落協定
 - イ 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定(同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る)
- 取組: 主導的な役割を担う人材の確保、農業生産活動等の継続のための取組(担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等) ※農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外
- 取組期間: 1~5年
- 単価: 10,000円/10a(~5ha部分)、4,000円/10a(5~10ha部分)、1,000円/10a(10~40ha部分)(地目にかかわらず) ※40ha以上部分は単価適用なし
- 目標設定: ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定



④スマート農業加算(新規)

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

- 上限: 200万円/年
- 対象: 集落協定農用地
- 取組: スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組(リモコン式自走草刈機による除草、ドローンや無人ヘリコプターによる播種・防除・農薬散布、水管理システムの導入等)
- 取組期間: 1~5年
- 単価: 5,000円/10a(地目にかかわらず)
- 目標設定: 取組の定量的な目標を設定

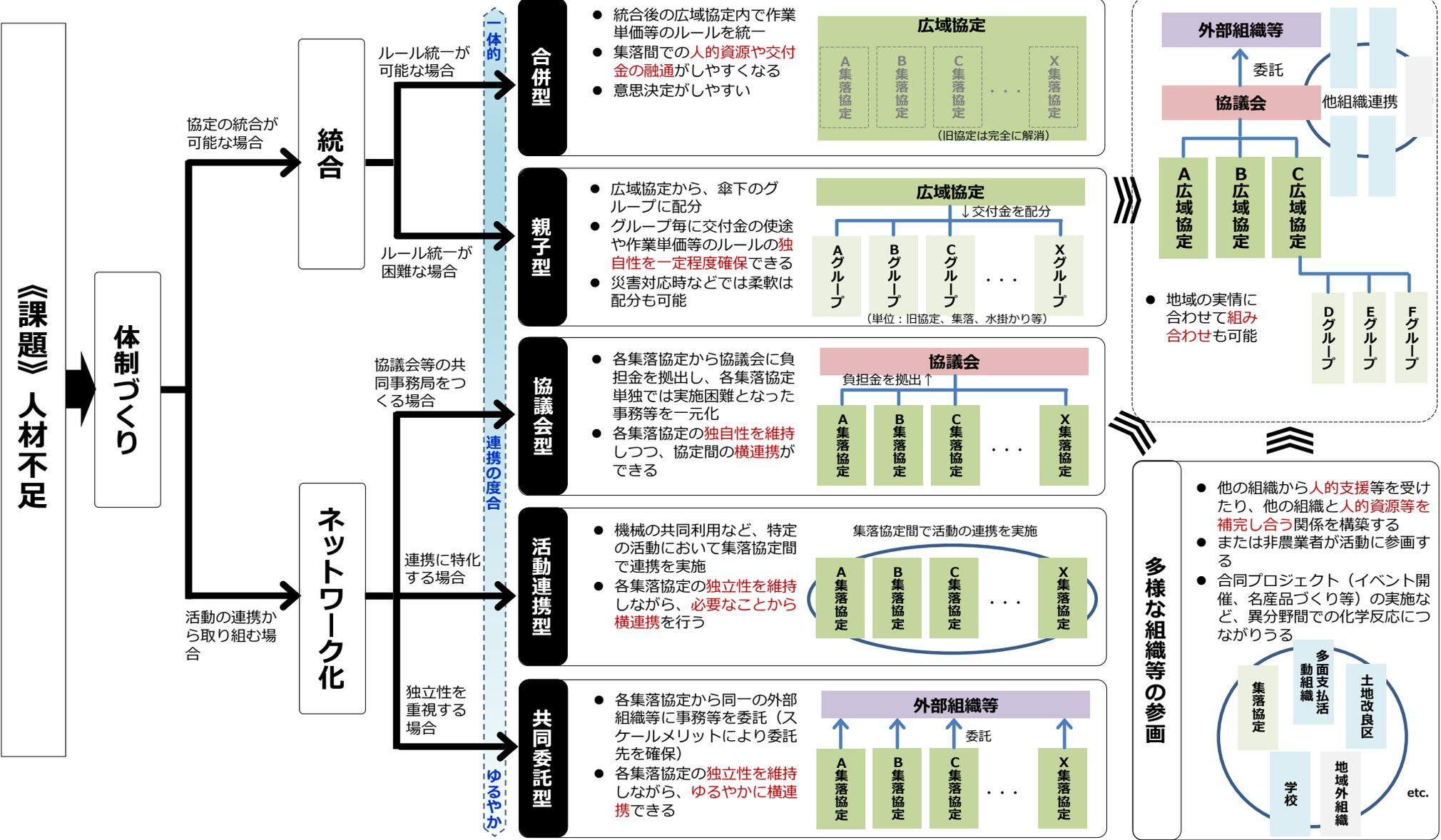


リモコン式自走草刈機の導入 ドローンによる防除作業

⑤集落機能強化加算の経過措置

- 上限: 200万円/年
- 対象: 第5期対策(R2~R6)に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地 ※ネットワーク化加算との重複適用不可
- 取組: 新たな人材の確保に関する取組(外部人材の確保、移住促進等)又は集落機能強化する取組(地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等)
- 取組期間: 1~5年
- 単価: 3,000円/10a(地目にかかわらず)
- 目標設定: 取組の定量的な目標を設定

11. 体制づくりの類型イメージ



※体制づくりの類型のイメージを整理したものであり、各類型の定義を示すものではありません。この類型のイメージに合致しない体制づくりもありえます。

12. 第6期対策の単価の仕組み(全体像)

《基礎単価（単価の8割）》

基礎単価

- ・農業生産活動等
(荒廃農地の発生防止活動、水路・農道の管理活動)
- ・多面的機能を増進する活動
(周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護等)

《体制整備単価（単価の2割）》

※超急傾斜農地保全管理加算は体制整備有りでも無しでもどちらでも可

ネットワーク化活動計画の作成

- ・対策期間内に計画を作成することを2割の単価交付の要件とする
- ・ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の3つの取組のうち、1つ以上に取り組みむことを計画に位置付けること
- ・毎年度話し合いを重ね、計画の作成や実現に向けたフォローアップを行う。

《加算措置（単価に上乘せ）》

超急傾斜農地保全管理加算【加算額：田・畑6,000円/10a】

【上限】なし
 【対象】田1/10以上、畑20°以上
 【目標】取組の目標を設定
 【取組】・超急傾斜農地の保全(石積み等法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等)
 ・農産物の販売促進等(ブランド化、戦略的な販売に向けた取組等)

棚田地域振興活動加算【加算額：田・畑(急傾斜)10,000円/10a、(超急傾斜)14,000円/10a】
※超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置との重複は不可

【上限】なし
 【対象】棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑15°以上
 【目標】指定棚田地域振興活動の目標と整合を図り定量的な目標を設定
 【取組】・棚田等の保全(棚田法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等)
 ・多面機能の維持・発揮(農産物供給促進、自然環境の保全・活用、良好な景観形成、伝統文化継承等)
 ・棚田地域の振興(関係人口の創出・拡大、観光振興、棚田米等を活用した6次産業化等)

ネットワーク化加算【加算額：地目にかかわらず最大10,000円/10a※】
※(～5ha部分)10,000円/10a、(5ha～10ha部分)4,000円/10a、(10～40ha部分)1,000円/10a
 ※集落機能強化加算の経過措置との重複は不可

【上限】100万円/年 ※統合の場合は、統合前の集落協定単位で上限額を設定
 【対象】①又は②の集落協定の農用地
 ①20ha以上のネットワーク化(協議会等を設置する場合に限る)又は新たに20ha以上の統合を行った集落協定の農用地
 ②新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定(同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る)
 【目標】ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定
 【取組】・主導的な役割を担う人材の確保
 ・農業生産活動等の継続のための取組(担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等)
 (注)農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外

スマート農業加算【加算額：地目にかかわらず5,000円/10a】

【上限】200万円/年
 【対象】集落協定農用地
 【目標】取組の定量的な目標を設定
 【取組】・スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組
 (リモコン式自走草刈機による除草、ドローンによる播種・防除・農薬散布、水管理システムの導入等)

集落機能強化加算に係る経過措置【加算額：地目にかかわらず3,000円/10a】

【上限】200万円/年
 【対象】1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地(第5期対策において集落機能強化加算に取り組んでいた協定に限る)
 【目標】取組の目標を設定
 【取組】新たな新たな人材の確保(外部人材の確保、移住促進等)、集落機能を強化する取組(地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等)

第4—I—1 国内の食料供給

(1)水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金(水活)を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。

(中略)

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

第4—IV—3 多面的機能の発揮

(2)多面的機能の発揮の促進のための共同活動

① 地域資源の適切な保安全管理の推進

農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度により、地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進することが重要である。一方、近年、認定農用地面積は230万ha程度で推移しているが、人口減少・高齢化に伴い、共同活動の継続が困難となることが懸念されている。

このため、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進し、適切な保安全管理に取り組む農地の維持・拡大を図る。

② 中山間地域等における農業生産活動の体制強化

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、**中山間地域等直接支払制度により地域の共同活動等に対し支援を行っており、当該取組を通じ、多面的機能の維持・発揮に貢献している。**近年、協定農用地面積は65万ha程度で推移しているが、**人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、取組面積の減少が懸念されている。**

このため、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、将来にわたり、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図る。

第4—V—4 地域の共同活動の維持

農地の保全に資する地域の共同活動については、日本型直接支払制度により支援しているところであるが、活動参加者の減少や高齢化による組織の弱体化により、事務作業を含む活動の継続が困難となるおそれがある。

このため、多面的機能支払制度については、活動組織の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を若者の確保を図りつつ促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを超えて広域的に保安全管理活動を実施できる体制を構築する。

また、**中山間地域等直接支払制度については、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、共同活動が継続できる仕組みを構築する。**

さらに、**多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両支払に取り組む地域における事務局の一元化や事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。**

第4—V—5 中山間地域等の振興

(1)中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

① 農業生産条件の不利の補正

中山間地域等において傾斜地が多く、まとまった農地が少ないといった農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度により地域の共同活動等に対し支援を行っており、当該取組を通じ、多面的機能の維持・発揮に貢献しているが、人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、特に小規模な集落協定において、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止が懸念されている。

このため、**中山間地域等直接支払制度について、水田政策の見直しの中で検討を行うとともに、共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みが構築されるよう、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進する。**また、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化や棚田地域における振興活動等を推進する。